

議 長 日程第3「議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。
令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。都市公園法及び松田町公園条例（平成5年松田町条例第19号）に定めるもののほか、持続可能な地域振興に寄与することを目的として、松田町西平畑公園の管理に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例について説明をさせていただきます。

資料に入る前でございますが、西平畑公園は本町最大の観光振興イベントでございます桜まつりが開催されるなど、多くの方に愛される町のランドマークと言える都市公園でございます。しかしながら、平成30年度から同園は町直営で運営をしてございます。経営的な側面等も考慮して、施設の開館日、これを縮小するなど、そのポテンシャルを生かしきれていない状況が続いてございます。

指定管理の募集に関しましては、過去に2度実施をいたしました。いずれも現行のルール、費用面も含めて折り合わずですね、運営が困難などの理由で、応募はございませんでした。

今回提案させていただきますこの本条例は、このような経緯を踏まえ、さきに実施しました官民連携を目指した民間事業者との対話、いわゆるサウンディングの実施結果を踏まえ、民間活力の導入を促進するため、所要の規定を定めるものであります。

また、2年前、産業厚生常任委員会より強く申入れの頂きました西平畑公園に管理に関する条例を新設すること、こういった申入れを頂戴しております。これを念頭に、同園に所在する子どもの館、自然館、ハーブガーデン、この3

施設を公園施設に位置づけ、一体的な管理活用をさらに促進するものであります。前置きが長くてすみません。それでは、新規制定でありますため、条ごとに内容を御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページ目から御覧をお願いいたします。まず第1条、趣旨でございます。先ほどの提案理由と同内容でございますが、この条例は、条例の名が示すとおり、西平畑公園の管理に関する条例であり、都市公園法及びこのたび議案第32号で一部改正を提案いたします松田町公園条例に規定する管理に関するルール、これに加えて、いわゆる外出し的に、別に必要な規定を定めるものであります。

第2条になります。見出しを施設及びその目的としております。この同園内に所在し、おのおの施設の設置管理条例を有しております子どもの館、自然館、ハーブガーデンの3施設について、主な公園施設として位置づけ、その目的をそれぞれ定めております。ちょっと、今日参考資料でまたお配りをさせていただきました参考資料の2とですね、一緒に見ていただくと大変ありがたいんですが、引用、今申し上げた3条例、また公園条例からの引用を一覧で示した表的な資料をお配りしております。併せて見ていただきながら、こちらについても言及させていただきながら御説明とさせていただきます。

今の第2条関係におきまして、引用する条例、これは子どもの館では3条、自然館でも3条、ハーブガーデンの関係では2条、こちらの内容というのを引用して目的として定めてございます。第3条から第6条、第3条から第6条につきましては、現在の町公園条例に規定されている入園料、22条から24条にかけて規定をされております。及び有料公園施設と、この新規条例で位置づけましたふるさと鉄道駐車場、これも既存の条例で申し上げますと25条から27条の関係です。並びに、現行の子どもの館の設置管理条例に係る使用料、これは子どもの館の13条、15条、16条、こうした内容を定めているのが3条から6条でございます。この条例に位置づけるということはですね、先の話で恐縮なんですけども、次の議案であります公園条例の一部改正において、これを先ほど言った公園条例の関係ですね。の部分というのは、次の一部改正で削る改正をさ

せていただくと。シフトしていくというふうに御理解を頂ければと思います。

恐れ入りますが、おめくり頂きまして、5ページの別表第1を御覧頂きたい
と思います。こちらにつきましては、現公園条例で定められており、入園料に
係る別表でございます。年齢区分ごとに入園料の額を定めておりますが、現行
の公園条例の規定内容からの変更点を御説明させていただきます。

変更点としまして、18歳以上の金額が現行の公園条例におきましては上限30
0円でありますものを、これを500円として提案をさせていただきます。また、
備考欄にまつだ桜まつり期間に限るとありました内容を、催事の開催期間に限
るというふうに改めて、ここで制定をさせていただきたいということです。

続いて、別表第2を御覧ください。こちらについては、ふるさと鉄道と駐車
場は、現の公園条例から子どもの館については現子どもの館の設置管理条例で
規定をされております。その内容というのを、本条例の制定に当たってこの別
表2に整理をしてございますが、こちらにつきましても今現在規定されている
内容から改めているものについて御説明を申し上げます。ふるさと鉄道の区分
欄の年齢の部分は、大人は12歳以上、子供は3歳以上12歳未満、このような区
分としておりました。これを大人は18歳以上、したがいまして子供は3歳以上
18歳未満とし、大人の金額のみをですね、300円でありましたものを400円と改
めております。それ以外の駐車場と子どもの館の内容については現行の規定そ
のままでございます。先ほどの入園料も併せまして、いずれも今回のサウンデ
ィング結果を踏まえて提案をさせていただいております。

恐れ入ります。お戻り頂きまして、2ページ目を御覧ください。第7条から
第12条に関しましては、子どもの館と自然館の施設の専用使用に関する規定で
ございます。この2施設については、現行の設置管理条例の中で施設を専用的
に使用する規定があるため、これを本条例に集約して位置づけを行うものでご
ざいます。第7条におきましては、専用使用に係る許可関係、引用しておりま
すのは、子どもの館では第9条、自然館では第6条。

続いて、第8条におきましては、専用使用の関係の不許可の規定。これは引
用条例としましては、子どもの館10条、自然館で7条。

また第9条では、目的変更の禁止につきまして、これは引用が子どもの館11条、自然館8条。

第10条では、許可の取消し、こちらは子どもの館が12条、自然館が9条。

第11条では、原状回復の義務。こちらについては子どもの館17条、自然館10条。

第12条では、賠償責任、これは子どもの館で19条、自然館12条、またハーブガーデンのほうでは6条、7条をそれぞれ定めております。

続いて第13条でございます。第1項で指定管理者への管理の代行、第2項では指定管理に係る読み替えを、第3項では指定管理業務の内容を掲げてございます。引用といたしまして、公園条例におきまして第29条、子どもの館20条、21条、自然館13条、14条、ハーブガーデン3条ということでございます。

おめくり頂きまして、続いて第14条でございます。指定管理の際の利用料金、ここでは入園料をはじめとする先ほどの別表、御説明申し上げた別表に係る料金、これを上限として町長が承認した額を指定管理者の収入とすることができる旨を規定しております。こちらも引用といたしまして、公園条例の30条、子どもの館で22条でございます。

第15条では、利用料金の減免に係る規定となります。こちらの引用は、公園条例の31条でございます。

最後に、第16条につきましては、規則への委任規定となっております。

本条の説明は以上なんですけど、今回、本条例の施行規則案を参考資料として次ページ以降に添付をさせていただいております。この規則におきましては、条例と同様に、主に既存の規則に係る開園の日時、また主な公園施設の休館日、開館時間、専用使用許可の手続等、こういったものを集めながら、集約して定めているということでございます。詳細につきましては御高覧頂ければ幸いです。

お戻り頂いて、4ページ目の最後、附則となります。附則のまず第1項でございますが、施行期日を令和5年4月1日としております。これは、指定管理を視野に、来年度から民間の活力を導入するということ踏まえて設定をして

おるものでございます。

第2項においては、第13条で規定しております管理の代行、指定管理に際しまして、松田町の公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例、これに基づく手續を、施行日前であっても行うことを可能とする準備行為の規定でございます。

第3項におきましては、本条例施行前における廃止をするこの3施設の設置管理条例と、一部改正をする公園条例に基づく処分や行為が本条例の相当規定とみなす経過措置でございます。

第4項におきましては、本条例が制定されることで、ハーブガーデン、子どもの館、自然館の3施設の設置管理条例の廃止を定めております。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。雑駁な説明で恐縮でございますが、御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
10番 齋 藤 これは委員会付託されるんでしたっけ。ですので、私、多分委員会違いますので、ここで聞きたいと思います。

まず、入園料の徴収に関してですけど、これに関しては、人的にお金を徴収させる方法をとられるという考えでよろしいんですかね。人が携わってお金をもらうという考えですけど。まず1つ、それはどうですか。

観 光 経 済 課 長 入園料の徴収の方法ということでよろしいでしょうか。入園料に関しては、今現在は人が徴収する考え方で整理をしております。今現在では。

10番 齋 藤 駐車場は、この何かがちゃんと機械でやられてますけど、この入園料は催事の開催時期に限るって書いてあるんですけども、今後指定管理者に委託した場合に、委託料ゼロってお話しされてたと思うんですけど、業者は稼がなきゃいけないと思うんで、じゃあ催事を幾つかやろうとってきたときには、この今、桜まつりとかイルミネーション以外に、いろんな催事が出てこない、多分1か月のこの人件費が採算とかが合わなくなってくると思いますし、委託料ないので、どうにか稼がなきゃいけない。そうすると、しょっちゅう催事やると、常にこの入園料を取ってもいいという解釈でよろしいですか。

観光経済課長　　今の御質問については、年間を通して催事があるかということでございますけども、これから民間事業者の募集をできればと考えています。その中で、どういった計画が出てくるかとは思いますが、やはり今まで議会の中でもいろいろ御審議頂いた中で、そのお金をもらって、頂いて恥ずかしくない、また理解が得られるものというふうには考えておりますので、ベースとしましては既存のイベント、桜まつり、またキラキラフェスタがベースだとは思いますが、ただ、じゃあ夏場含めて、いろいろなことを事業者さんも考えていらっしゃる部分がありますので、そこは相談をしながらかなと思っています。ただ、通年を通じてとなりますと、じゃあ通年が催事かという話は、なかなかちょっと今まだ現実的には今回の提案からもそのようなお話にはなっておりませんでしたので、ちょっと具体的なお話ができなくて恐縮なんですけど、通年ではないという御理解でお願いいたします。

10番 齋藤　　業者さんはゼロ、お金もらえないんで、稼がなきゃいけないというんで、多分毎月いろんなことやると思うんですよ。教育の施設だった子どもの館もあるし、学校側が何か使いたいときとか、イベントに重なってしまう部分も出てこないかもしれないですけど、そういう場面も出てくるのかなと。そういったいろんな重なり方が今度、今、一つでまとめてしまうということですから、そこも業者にお任せされて、町内は無料とかになると思うんですけど、その判断をどこでするんですか。

観光経済課長　　御懸念の部分で、今現在も含めて、子供さんたちが行く時期にずっと有料なのかというお話かと思えます。おっしゃっていただいたように、既存の条例の中で町民また町内の勤務されてる方、こういう方は無料ということが現行の条例でも規定をされておりまして、その内容というのはそのままシフトしてしますので、そのように考えていただければいいのかなと思います。また減免の規定というものもあります。そこの運用というのは、いろんなケースを踏まえて考えさせていただくのかなと考えています。以上です。

10番 齋藤　　分かりました。町民がちょっと減免されたり、イベント期間中もそれはやられると思うんですけども、向こうでの委託した業者がその辺を理解してない

と、何かどういうやり方するのかという部分ですよね。「町民です。」って、入り口で言って割引してもらおうのか、先にどこかで半額チケットなのか何かそういうものを申請してもらっておくのか。大変、桜まつりで経験されてると思いますけど、山に上がるのに、あそこで1時間も待たされて、その苦情がすぐ出ていたと思うんですけど。待たされるのはみんな、町民も観光客も一緒なので、その辺の区別のやり方もいろいろ問題が出てくるのかなと思うんですけど、そんなときに町民だから安いだとか、やってられないと思うんですけども、その辺の方法はどのように想定されますかね。

観光経済課長 御心配を頂き、ありがとうございます。まず、桜まつり、今回入園料という形でやって、混雑もあったという話は聞いております。町民の方というのが、当然証明するものを持ってきてくださいという話の中で、今回は入園料の徴収もさせていただいておって、その中で大きい混乱というのは私は何っておりません。いわゆる桜まつりで今回入園料を頂いた経験というのは、一つ大きい糧になるのかなと。あとはまたさらに民間の知恵の中ですら、さらなる工夫というのができ得れば、よりよい形を目指していくのが基本かなと思っています。

10番 齋藤 スムーズな運営をしていかなきゃいけないんで、その辺のこれからの指定管理者になる人たち、どこかで私、イベントに行ったときに、駅のそばとか途中に入場券を買う機械があるんですよ。そこで買って持って行くと、もう入り口で人が1人だけ立っていて、それを渡せば入場できるという、ものすごくスムーズに入れたんですよ。一般の人と町民のまた値段の違いも出てくるので、その辺のあと対策を考えていけば、スムーズに動ける部分も出るのかなと。ほかのちょっとお祭り、行ってみてくださいよ。そういったの、やってると思うんで。どうやったらスムーズにできるのかと。その今まで観光協会か何かの実行委員会がやったりして、町民だから割引だって、後ろに並んでる人たちが割引って何よとかって、またその説明とかを、何で割り引かれるんだとかって聞かれていたということも聞いたんですよ。その辺も対応している人たちが、また余計時間かかるし、文句を言う人はすごく大きな声で言うと、アルバイトの

子たちがちょっと引いてしまったりというのもあるのでね、もっとその辺のスムーズさを考えていけるような流れをつくってあげていただけたほうがいいのかと思います。

それとあと、ここで減免の対応で、町長という名前が指定管理者になるという部分ですけれども、入園料の減免とか、この専用使用の許可の部分も、指定管理者が許可をするというふうに読み替えていいんですか。

観光経済課長 先ほど御説明を申し上げた中で、細かく読み替えの規定を追いかけてはございませんでした。第13条において、第13条の第2項ですね、こちらで13条の前項の規定までの部分というのを読み替えをさせていただいてございます。おっしゃるとおり、町長とあるのは指定管理者というふうに読み替えをしておりますので、この前までの規定は読み替えて、指定管理者のほうで行っていくというのが整理でございます。

またですね、先ほどちょっと細かくは言及できませんでしたが、参考資料の中で、減免の基準というのを第6条ですかね、の2項の中でも規定をしております。いわゆる町と、町の考え方、規則、条例や規則にのっとっていただくことはもちろんのこと、またいろんなケース踏まえてですね、指定管理者、出てきていただいて御議決を賜れば決まりますので、そうしましたら協定や運用の中で細かく整理をさせていただければと思っています。

10番 齋藤 すみません、細かいところばかり聞いて。この専用使用者があそこをじゃあ貸してくださいと、借りますとって借りているときに、専用使用者は自分たちだけで何かをしようとする場合も考えられるんですかね。例えば巨大な会社が専用使用かけたんだけど、使わせてくれと、1日なのか3日なのか。そういったときも専用でお貸ししたとき、それを外に専用者しか使えませんよということとか、そういったものはどのような方法で外に知らせるんですか。

観光経済課長 すみません、今言っていたのは、既存のルールの中でもある規定であります。つきまして、あと指定管理者に移行した場合にどうなるかという観点でよろしいですかね。

10番 齋藤 そうですね、指定管理者に貸したときに、町民が公園へ行こうよと思ったと

きに、専用で、会社でやっているから入れないよというのを知らずに行っちゃったときに、クレームの対象になっちゃうじゃないですか。

観光経済課長 イメージがつかしました。今現在もそうなんですけども、やっぱりその施設を借りる方というのは、お申込みをしていただかなければなりません。そのお申込みの際に、期間も含めて、その手続論ではあるんですけども。あった場合には、周知というのを施設からある程度発信をするべきかなと思ってます。今現在も、例えば遠足で子供たちがその時間帯を使っていらっしゃるときもあるわけですね。時間の拘束をどこまでするかという考え方はあると思うんです。さっき言った3日間という話だと、大分大きい話になりますし、これがもうすぐ貸してくれという話は、そうそういかないと思うんですね。そこら辺というのは、一般の利用客の方のことも考えながら、周知をしながら、規則的にちょっと考えていくのかなと思います。今現在も、とにかく既存のルールでもある内容なので、指定管理者になっても考え方というのは同じ考え方で整理をすべきかなと思っています。

10番 齋藤 すみません、いろんな問題が出てくると思うんでね、その辺の細かいことを対応していかないと。あと最後にですね、グランピングをやろうとしてましたよね。グランピングやってるときは、24時間、人がそこにいなきゃいけないと思うんですけど、この辺の時間の規制とかで、何時から何時までとかもありますけど、その辺の対応はどのようにお考えですか。

観光経済課長 グランピングの関係については、補正でお認め頂いて、今現在その事業をいろいろ苦しみながら進めているところなんですけれども。グランピングのときに、何ていいますかね、結局今現在、規定として、この中で見ていくという事業ではなくて、ベースは町が試験的に今年やらせてくださいということでお話をさせていただいたと思います。そうしますと、今回この後、例えば10月以降、町がこういったグランピングの試験的なものもやるよというのを、例えばサウディングのときにお話をさせていただいたりしてます。その事業者さんが今後指定管理の提案をしてくる際に、こういったものを盛り込んで出していただけるかというところもあるんですね。これが出てきた場合というのは、また条

例含めて、このグランピングの話だけじゃないかもしれないんですけども、指定管理の提案があった際に、既存の条例で耐え得るかどうか。そこはもう一度検証しなければいけないと考えております。そういったのを踏まえて、条例というのはまたその先も含めてですね、検討していかなければならないと今考えております。

10番 齋 藤 試験的に町がやられるグランピングですけど、構造物を造るわけですよ。下に何か板みたいなのをやるというふうな。そこにお金をかけてやられるんで、指定管理者がそれをやってくれなかったら、じゃあそんなのやりませんよといったら、それが無駄になっちゃうじゃないですか。だから、そこをどういう考えでいられるのかなと。

観光経済課長 これはまた補正のときにも少し御説明申し上げたと思いますけども、構造的なもので言えば、デッキ的なものを造らせていただくと。これが単純にテント、その上にテントを張るわけですよ。テントはコテージではないわけで、構造物ではない。ただ、そのじゃあデッキが単にそのテントだけのためかと言えば、そうじゃないことも視野に設置を進めるという考え方でおります。以上です。

10番 齋 藤 じゃあ、グランピングじゃない方法も考えてるということで理解していいですか。（「場合によっては。」の声あり）今、神奈川県なんかも、全国的にグランピング場、すごくできてると。先日、私も山北町のグランピング、新しくまた造ったところ見てきたんですけど、1人当たりの食費に、食費だけで6,000円取ってるんですよ。夕飯と朝食で。1か月その売上、その会社の名前出しませんけど、グランピング場だけで10棟ぐらいあるんですけど、3,000万ぐらい稼いでいます。ですので、ものすごく当たればヒットする今ですけども、ただ、たくさんでき過ぎてしまっているんで、何らかの差別化というか、魅力をどう出していくかというのが必要になると思いますし、この公園条例、次の方がやらないとかと言われちゃったら、何の意味もなくなってきちゃうのかなと思うので、やるならある程度、こういうのをやってくださいというようなものも条件的につけて、西平畑公園をいいように活用していただければと思うん

ですけど。その辺、ちょっと一度たくさんほか見てみてくださいよ。その辺はどうですか。

観光経済課長 いろいろな知見を基に御提案頂いて、ありがとうございます。今、町がというお話もさせていただきましたけども、先般のサウンディングの中ではですね、実は同じ方向性ですね、に近い御提案というのも幾つか頂いています。それは町側が今こういうことをやってるということを踏まえて御提案もあったかもしれませんが、やはりそういった観点からの御提案というのもありましたので、当然うまく活用できるものはしていきたいと。最初から諦めているわけではありませんので。よろしくをお願いします。

議長 長 ほかにございますか。

1 番 唐 澤 私は産業厚生委員会なので、ここでは1点だけ、大きなことを質問させていただきます。（「総務のほうに先に質問をしなきゃいけない。」の声あり）

議長 長 産業厚生委員のほうの委員なので、総務のほうを優先的にちょっと意見聞きたいので。

1 番 唐 澤 じゃあ優先にして、後から質問できるということですか。分かりました。

6 番 井 上 何点かあります。2つに分けてましてですね、ちょっと全般的な話と、この新しい新条例に係る部分ということで、先にちょっと全般的な話の中で、この条例で有料化等が、入園料ということで制定されています。それに係る部分でお伺いをしますが。先般ですね、サウンディングをされたと先ほどの説明にもありますけれども、そのサウンディングをされた結果としてですね、3社の中で条件次第で指定管理料は不要という意見が3社からあったという説明がありましたが、その条件次第ということがどういう条件を提示されたのかということによってですね、やはりこの、じゃあ公園の管理条例に西平畑公園管理条例に対するですね、見解というのでも大分変わってくるのではないかなというふうに思いますので、まず最初の1点目としてですね、そのサウンディングのときに示された条件というのをですね、個別にA社、B社、C社として、A社ではこういう条件で指定管理料を不要だった。B社はこうだった、C社はこうだったと、そういう説明ができましたらお願いをしたいと思います。

観光経済課長 御質問にお答えをさせていただきたいんですが、どうしてもそのサウンディングというのは民間のノウハウの部分もございませう。特にこれから指定管理の募集を例えればした際にですね、そのノウハウ性を競っていく部分もあるかと思ひますので、中身的なものはなかなかちょっと、このA社がどうという言い方がなかなかできづらひ部分はございませう。ただ、先般の全協のときでもですね、少しサウンディングの結果の対話結果の公表ということでお示しをさせていただいて、8月におります。

その中で、おおむね出た意見、対話の概要というところでの御希望の内容というのがございませう。ポイント的には4つ、そのサウンディング結果の概要の中で出てきた内容として、これ、1回、全部話すとあれなんですけど、まず、新たな利活用、効率的な管理のためのアイデア的な部分の話の中では、施設機能の集約化や管理コストの削減に関するような提案や要望、こういったものもありませう。また、指定管理者を前提とした管理手法や管理対象範囲、これについては全体像で包括的にという部分には御理解は頂けませうけれども、例えば管理期間が10年ぐらひは欲しいとか、その採算的なものを見ていくには時間が必要だとか、また指定管理料が不要だという御意見も中にはあつたんですけども、例えばカテゴリーとして3点目で施設面、制度面での改善点におきましては、老朽化等している部分が大分あつて、これを我々が全て負担していくのでは、さすがに厳しいだろうという御意見もありませう。ただ、一方で、やっぱり前向きに新しい少し稼ぐことを考えたときには、投資をすることも我々は覚悟があると言つてくださった事業者さんもありませう。

あと、そうですね、大きくはそういった感じではですね、あと9社の方からいろいろあつたんですけど、大きくカテゴリーで整理をしますとですね、0円と言つていただいた会社が3社、ここに特に絞つて今話をもう一度させていただければ、いいですか。そうしますと、まず入園料のアップ、あとは利用料金の変更、老朽化設備の修繕、やはり先ほど申し上げた内容が主にはございませう。ただ、例えばある1社ではですね、行政財産である限り、稼ぐという行為に対する自由度が低い。普通財産にできないのかという話まで出ませう。ただ、

我々としては、なかなか普通財産というところは、全て条例廃止して、行政財産から普通財産に所管替えすることというのは、なかなか厳しいかなという中で、今回の条例の提案というふうに御理解を頂ければと思います。いいですか。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。じゃあ、そういった中でですね、やはりパーク PFI というような手法の中で、長期間の委託と、指定管理の委託というふうなところというのは分かります。ただ、今までのですね、西平畑公園のハーブ館等の委託をしていた中から見ると、やはりじゃあどれだけ収入が上がるのかと、どれだけの収入が上がるのかということの想定というのを、そういったサウンディング結果の中を出してきているところがあればですね、そういったことを前提に今回入園料の金額のアップ、有料公園施設の使用料のアップをされたと思います。そうしますとですね、あとですね、前者の質問の中で、催事の開催期間というのは通年ではないというふうな回答もありました。じゃあ、通年ではないというのは、例えば今までは桜まつり期間中の約1か月だけが有料だったということですがけれども、この条例がですね、ターゲットとしている来年度以降ではですね、どれだけの入園料の収入予想をしているのか、有料公園施設の使用料、これだけ金額がアップしたことによるどれだけ上がっているのか。そういうシミュレーションがありましたらですね、教えていただきたいというふうに思います。

観 光 経 済 課 長 具体のシミュレーションと申し上げますと、サウンディングの中でですね、例えば入園料を上げてほしいという話がありました。今回、入園料として300円頂戴したわけですがけれども、その決算が今回、決算の関係でまた御説明しますが、2,300万程度。これが仮に500円になった場合という試算が、やっぱりされています。そうすると、恐らく3,500万を超えてくる。あとはお客様にどれだけ来ていただけるかというところでは、今、コロナの状況もありますのでね、レストラン含めた昔のハーブ館のレストランを開いていたときのよき日ですね、データなんていうのも事業者さんにお示しをしております。こういうものを全て合わせて収支的…収入としての計算をされたのかなというふう

に考えております。具体のシミュレーションで今示せと言われて、ちょっとお出しする部分というのがなかなか厳しいんですけども、一応そういうことでのサウンディングをさせていただきました。

6 番 井 上　そうですね、でも、桜まつりの期間だけで見ると、今の2,300万円の決算に対して3,500万ということであれば、これ以外ですね、今考えている催事の開催期間、これは通年ではないという話だったんですけども、どのくらいをですね、考えているのか。そのサウンディングの事業者の要望としてですね、じゃあ例えば、いろいろ今までハープまつりとかですね、そういったものを全部含めた中でやっていくと、6か月ぐらいは有料期間になることができるよというような想定というのがあってですね、それで幾らかという収入を、やはり民間企業ですから、そういう収入が幾ら上がるのかという中の計算でですね、指定管理料が0円でいいよというふうな意向を示したんじゃないかなというふうに思います。単にね、努力の目標として、努力目標として、じゃあ0円にしましょうと、そのかわり通年でいいよと、そういうアバウトなね、計算じゃなく、やはり企業ですから、じゃあ実際には催事期間、入園料が有料で取れる期間は何か月ぐらを考えて、その間に様々なイベントをやって、集客といいますか、入園者を増やしたいというふうなね、ところがあるんじゃないかなと思うんですよ。そういったところがあって、じゃあここで500円という金額が出てきたのかなというふうに理解をしたいんですけども、そういったサウンディングの結果の事業者なりの考え方、それに対応して町はこういうふう考えたので、結果この条例で定める入園料500円と、こういうことになったんだよというふうな説明が得られればですね、お願いをしたいと思います。

観 光 経 済 課 長　今、議員おっしゃっていただいたとおり、その民間の方が0円でもいいよという根拠は、あろうかと思っています。具体の催事の期間というのは、多少ノウハウにもかかる部分があるかもしれないんですけども、まずベースとして考えるのは、桜まつりと今のキラキラ、イルミの関係ですね。それ以外に公園がにぎわう時期というのが、今、近隣で言えばコキアさんの関係ですとか、またみかん園さんの関係、こういうところと連携をしていきたいというのが一つヒ

ントかなと思います。あとは、夏場ですね、夏場というのは本当にお客様がなかなかお呼びできない状況が続くことが多くございますので、そういったところで工夫をしたいということの中から計算をして、0円でもいいというお話であったかと思えます。明瞭な数か月ということが言えなくて申し訳ないんですが、一応そういうことで。

6 番 井 上 　　ちょっと全般的な話ということで、1点目ということでもさせていただきました。そういったですね、説明を基にですね、やはりじゃあ条例の中で、新規条例ですので、どういうふうになっていったのか、入園料がこうなったのか、有料公園施設がそうなったのかというふうな理解でいきたいというふうに考えます。

あと、ちょっと条例の中でですね、細かい点等もあるんですけども、今、回答ができる部分で、なければですね、この議案第31号、32号は委員会付託ということで決まっておりますので、またそれまでにですね、調べていただきまして、また委員会等でそういった質問をされたものをですね、委員会報告に対してお聞きをしたいというふうに考えます。

まずですね、条例の中の第2条の中に、施設及びその目的というものがありまして、公園に設置する主な公園施設ということであります。その(3)にですね、第3号にですね、先ほどちょっと説明の中では、これは文字はハーブ館と書いてあるんですけども、ハーブガーデンというふうな説明を頂いたかもしれないです。ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例、古い条例のほうは、目的の中にハーブ園というふうにはですね、ハーブ館とあとハーブガーデン…ハーブガーデンじゃなくてハーブ園、あと温室とかグリーンハウスというのがありますけれども、そういったですね、ハーブ園というのは大分規模的に大きい施設でありますし、またハーブ館とですね、その中にそういったハーブ園も含めた公園施設になるのかというところについてですね、お聞きをしたいと思えます。

あとですね、第3条の入園料、ちょっとこれも時代的な記載で、納付しなければならないと、そういう言い方は今どきないんじゃないかなと。その辺の考

え方をお聞きしたいと思います。

第4条の有料公園施設で、前者も質問されていましたが、グランピング施設というのは、これは町が設置するというふうに先ほどの説明であったと思いますが、この有料公園施設の中にグランピング施設は入るのか。先ほど説明があったように、それはグランピング施設が完成した時点で、別表第2の有料公園施設及びその使用料を改定するおつもりなのかということです。

あとですね、その次の2ページ、第7条の専用使用の許可の中に、子どもの館及び自然館並びに附属施設とあります。この附属施設というのは、何を指して専用使用と、専用使用を許可をするというふうに考えてられるのか。その3点をお伺いしておきます。

観光経済課長 何点か頂きましたので、順次の御説明で大変恐縮ですが、今できる範囲ということで御理解を頂ければと思います。

まず、第2条、ハーブ館につきましては、都市公園法に基づく公園施設、これを建物と定義した場合には、このガーデンが今現在は含まれた既存の条例ではございますけども、都市公園施設として位置づけるにはハーブ館だという整理をいたしております。つきましては、じゃあガーデンはどこに行ってしまったんだというお話になるかと思いますが、（私語あり）ガーデン、園のほうですね。園地のほうは、じゃあどう考えるのかということについても、都市公園法の中で整理がつく部分でございます。都市公園施設として公園の中にある園地、今言ってる園地の部分というのも、都市公園施設として整理がつきますので、ここの中ではあくまで主要な施設として都市公園施設の中の建物、ここに着目をして整理をさせていただきました。

続いて、第3条におきましては、ちょっと勉強不足で申し訳ありません。納付しなければならないという表現が今どきどうなんだということに関しましては、従来の規定をそのままシフトしたこともございます。ほかの町の条例も含めて、全体的にちょっと見たわけではないんですけれども、前回もこの形でお認め頂いていたので、ベースとしてはこれで出させていただいたという経緯でございます。

第4条、グランピングを入れるかどうか、有料公園施設に関しましては、先ほどもちょっと御質問がありました。今年度については、町の事業として、試験的な事業として設置及びテスト的な使用をしていただきます。つきましては、その結果をもちまして、しかるべきタイミングで必要があればこの使用料の中に組み込むことも考えねばならないと。これが行く行く指定管理の提案があった場合に、ほかのものも踏まえてですね、また改正を含めて御提案を差し上げねばならないかなと考えております。

第7条の、すみません、ちょっとこれ、答えが今出ないんですけど。専用使用の許可の部分で、並びに附属設備とありますのが、これちょっと現条例の内容をそのまま引っ張ってきているところがあります。この附属設備が何なのかというところは、後ほどしっかり答えられるようにしたいと思います。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 初めに課長からも説明ありましたとおり、この西平畑公園条例、2年前の9月4日ですか、私ども産業厚生委員が委員会報告の中で、この公園については西平畑については、もうごちゃ混ぜで分からないので、特出ししてほしいということで、対応していただいたことにまず御礼申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、質問をさせていただきます。これ、一問一答でやらせてください。議案第31号の提案理由、3行目です。持続可能な地域振興に寄与することを目的となっております。持続可能な地域振興、具体的にはどういうことを言ってるのか。これについて説明をお願いいたします。

観 光 経 済 課 長 御質問にお答えいたします。冒頭その条例の説明でも申し上げたとおり、西平畑公園は非常に大きいポテンシャルを有する施設でございます。つきましては、その民間の活力が入った場合に、そこのにぎわいというのは、公園内で例えば売るものも含めて、また松田町に来ていただくことも含めて、大きなランドマークタワーであると、ランドマークであると考えておりますので、ベース

としては当然地域に、町内に商業に波及する効果、これを期待している部分ということを目的としてと書かさせていただいております。

5 番 田 代 この後、条例の中にもありますけれども、指定管理者を活用して民間活力を利用して利用者にサービスを提供したいということで理解させていただきます。

それで、次にですね、ここからが本題になるんですけれども、別表1のところをあけてください。初めに入園料ですね、別表1、3条関係です。入園料。18歳以上300円を500円というふうになっております。これ、2年前に審議したときに、基本的には公園の利用というのは受益者負担を取る場合、ここでは入園料です。300円を…例えば入園料を取る場合に、実費負担ですよ。要するに、桜まつりによって交通整理、またはいろいろな人件費がかかります。そういった余分にかかるものについては、利用者からお金を頂きますよ。簡単に言うと、受益者負担、コピーなんかが一番いい例だと思うんですよ。これコピーしてくださいといったときに、印刷代を幾らか頂いていると思います。公共団体については、やはり受益者負担は実費補填というふうに解釈しております。そのような中で、このときに、やはり500円という提案があったと思います。柳澤課長のほうから、詳細な資料を出していただいたときに、300円が妥当ではないかというふうな形で、たしかこれ、私の記憶だと修正議決をさせていただいて、500円を上限300円にした記憶があります。ここでまた500円に変わって出てきています。この額について、今の受益者負担、前回の受益者負担に対して、この200円を増額した理由、これについてお聞かせください。

あと併せて、ふるさと鉄道もそうですね。このときふるさと鉄道はあまり議論しなかったと思うんですけど、300円を400円に今度しますよね。これについて、実費負担の…実費負担というか、受益者負担するための実費負担の根拠、これ、上げた根拠についてお答えをお願いいたします。

観 光 経 済 課 長 2年前の御説明も頂き、ありがとうございます。まず、受益者負担、当時の議論としての資料も覚えております。そのときのシミュレーションの前提というのがですね、いわゆる町で今かかっている費用、当時の公園にかかる経費、こういったものを積み上げて、全てお示しをした中で、最終的な収入がこれぐ

らいであればよかろうというようなお話だったと記憶をしております。今回500円にするに当たっては、民間の方からお伺いしていることはもちろんですが、民間の方も当然やっていただくに500円に値する事業、それだけの投資をしていただくということで考えれば、2年前のシミュレーションの考え方の分母が大きくなってきている部分もあろうかと思えます。その計算をもとに、先ほどの御説明も、御質問もありましたけど、0円ということ为前提に考えられるというお話がありましたので、今、500円のお話と、ふるさと鉄道に関しても近い部分でございますけども、そういった考え方で整理をしていただければと思います。

5 番 田 代 今の課長の回答で、例えば300円を500円に上げる場合、200円については、指定管理者が投資をしていただくと。ということは、施設を造るということですか。その「投資」という言葉について、もう少し詳しくお願いいたします。

観 光 経 済 課 長 200円さらに投資をするかというお話でございますけども、投資の内容というのは、全体のサービスをどう上げるか、その例えばイベント一つをとってもそうでしょうし、また先ほどもちょっとサウンディングの結果で申し上げたとおり、投資意向の事業者さんもありますので、それを込みで考えれるのかなと思っています。

5 番 田 代 業者によっては投資、物を作る事業者というお話ですがけれども、公園は行政財産です。それに対して期間を定められてる指定管理者が自社のお金を使って投資というのは、私はいかなものかなと思います。

あと、今もう一つ、初めにお話しされたように、逆にサービスです。300円かかっていたサービスを、その桜期間の期間中、まだそれでは足りない。もう少し人なりいろいろな面のサービスを付加して500円かかるということだと分かります。この辺については、付託されてますのでね、この辺は産業厚生委員会で審議、もう少ししていただけたらなと思います。これはこれでおしまいになります。

それと、次に、今日全員協議会で頂いたこの資料、この資料の2番の下の表です。業者さんで、もう条件として、0円で受けるかわりに老朽化した施設を

修繕してほしいということで、給水ポンプ修繕ほか4点、子どもの館エアコン、それ以外にももろもろあるかもしれませんけれども、2,500万円かかりますよというふうな金額が出てます。それを町が修繕すれば、0円で受けてもいいよと、そういう説明であったと思います。ここで見ると、12月の議会で指定管理者の指定の議会承認を受けるつもりなんだと。この修繕、これについては、いつ、どのような対応を考えているのか。これについてお答えをお願いします。

観光経済課長 ありがとうございます。2,500万円からの金額の積み上げ、概算であります、資料としてお示しをいたしました。タイミングといたしましては、指定管理者のまず募集をさせていただき、指定をするその12月もしくはその指定管理者さんの4月から全ての工事が終わるかどうかというお話もございます。そこは相手様とお話をしながら、補正として全て一気に上げるのか、順番で少し送ってもいいものがあるのか、また補助金を活用して、新年度以降にうまく整理をしていくのか。こういった視点で整理をして、調整していきたいと思います。明瞭じゃなくて恐縮なんです、いろんなケースでということ。

5 番 田 代 来年の4月1日からスタートだと。それまでにやるケースもあるし、それ以降ということで、それは業者が決定したら詰めていくと、そういうことでよろしいですね。今については、私の今までの質問については、担当レベルの詳細、今の課長の説明で詳細については理解できました。

最後に町長にお伺いさせていただきたいと思います。私、この提案を受けたときに、確かに町の財政が厳しい中で、あの公園を運営していくのは非常に厳しいものがあるなというのは感じています。そのような中で、いろいろ努力をされてるということも理解しております。一方で、西平畑公園は都市公園の区分に入ります。この都市公園に位置づけられていると、地方交付税で公園の維持費、こういったものが補填されて、交付税の一部として入ってきます。したがって、利用者から入園料なり施設の料金を取る場合には、実費負担だというふうな原則があると思います。サウンディングをして、業者が0円で修繕していただければ0円で運営していくよと。過去に、最近の話では西武造園、これが指定管理委託料が、たしか1,000万円ぐらいあったと思います。更新の

ときに、人件費がかかるからもう少し上げてくれというときに、それは難しいという結果で、西武造園が指定管理者を継続して更新できなかったというふうな例があります。それと、あとはその前にサンエイサンクスですか、ここもやはり指定管理者ということで、平成20年ぐらいだったと思いますけれども、管理していました。そのときには5か年の管理で、1年目と2年目が600万ぐらい指定管理料を出していた記憶があります。それ以降は独自でやっていくよということだったんですけれども、やはり運営が厳しくて撤退したと。先ほどの話で、催事の時だけ入園料は取るということなので、やはり受けた業者も非常に厳しいと思います。指定管理料がなくて、私、運営していけるのかな。先ほども話したように、公園というのは多くの方に利用していただく公共施設です。ですから、町の持ち出しも致し方ない部分もあるのかなというふうな考えもあります。そういったことで、指定管理料ゼロということで、非常にこだわっていられますけれども、やはり場合によっては指定管理料が必要なんではないかと思えます。この辺の見解について、町長にお伺いいたします。

町 長 何か渡り船みたいなお話を頂いて、非常にありがたいです。過去にも、先ほど課長から話があったように、0円指定管理ということで、やらせていただきましたけれども、なかなか、うんともすんともだった結果があって、0円にするについては非常に難しかったということが当然考えておりました。また、今回のサウンディングをする前にですね、恥ずかしながらですけども、例えば子どもの館にエアコンがついてないとか、自然館のエアコンが壊れているとか、何かそういう大家がしっかりとやってこなきゃ、それはお客さん迎えられないだろうというのも、いろんな面で御指摘を頂いたというような報告も頂いて、大家としてしっかりとまず整備を整えて、そこから指定管理というふうにしていくべきだということで、今回、御指摘あった分も含めて、大家としての責任として約2,500万ぐらいかかるのではなかろうかと。その分に対しては、先ほどちょっと話があったように、補助金をしっかりと取って、タイミングよくやっていきたいというふうに考えているところでもございます。業者さんとしては、0円というのは非常に厳しい状況でもあるとは思いますが、サウンディン

グのときに少し聞こえのいい話をしたけど、実際に0円指定管理で提案をしたけれども、手が挙がってこない可能性も確かに、確かにあるんじゃないだろうかというふうに心配はしております。しかしながら、なるべく町の負担が減る、イニシャルコスト的に整備というのは当然大家としてやらなきゃいけない部分がありますけども、今の赤字のことを考えればですね、1回はですね、このそういったお話を頂いたということを基に、0円指定管理で、この時点ですべて出ささせていただき、その結果についてはまた逐次皆さん方に御報告をしてですね、すみません、我々の判断がミスで、やっぱり0円じゃ誰も来なかったとか、来ましたということで御報告させていただきたいと思っていますので、ここはもう一回ですね、我々にチャンスを頂ければというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 明確な回答、ありがとうございます。再確認させてください。私、一番懸念しているのが、催事の際に桜まつり、キラキラフェスタ、またはハーブフェスティバルが徴収するか分かりませんが、そういったときに徴収すると。とてもこれじゃ0円じゃできないよと。でしたら、催事を外して、年間入園料を取らせてくれという話が業者から来るかもしれません。それについては、私はそれはやるべきではないと思います。その辺の見解について、町長どういふふうにお考えなのか、お願いいたします。

町 長 今現状の催事は、先ほどからお話があったように、それなりの評価を頂いた方々に御来園を頂き、御納得されてというか、それで何度もリピーターみたいな形で来ていただいているところでもございます。ですので、ここで言う、今日ちょっと話があった夏場の…夏場がとにかくお客さんが来てないので、今年ちょっとプールをやりましたけども、ああいった催事をやることによって、お客さんが来るという一つの我々の取組のデータがとれたこともありますので、ああいったときにはですね、それを催事と、というかイベントということで、やっぱりお金を払ってでも来たいというイベントにしてもらうということは一つの我々の条件だと思います。ですので、年間ずっと、もう入園料取りますというようなことでは、さすがに行った方がいいけど、景色は確かにきれい。いい

景色。しかしこれでというふうになるのは、我々もそれは求めているところではないので、そういった募集をかけるときには、そういったことをしっかりと明確にしてですね、手を挙げてくれるところを待ちたいというふうに考えています。以上です。

- 5 番 田 代 御回答ありがとうございます。やはり利用者あつての公園です。その料金が本当に納得、300円で今まで取っていたのが、仮に500円にして、投資という、業者がそこに投資する考えは私、全然ありません。それはいけないと思います。そうではなくて、もっとこれだけサービスすれば、お支払いした利用者が納得できると。そういうことであれば、よろしいのかなと。ですから、今回はそういう理由であれば、300円を500円に上げた内容については、十分理解できるのかなというふうに思います。

あと最後に1つ。実際見ていて感じるものが、別表第2、公園の使用料、ここで駐車場です。これについて、駐車、普通自動車以上ということで、500円と1,000円になってますよね。ごめんなさい。町内で500円、その他が1,000円。例えばマイクロバスの大きいやつも入ってきます。それと乗用車。これについては一括、町外の場合は1,000円。あとは原付と自動二輪。自転車はまあ乗ってくる人はそれほど多くないですけれども、原付と自動二輪、かなりあります。私も桜まつりは必ず見ているんですけれども、そういった中で、原付と自動二輪が含まれてない。それと、あとは普通自動車とマイクロバス、入るのがどのくらいの大きさか分からないんですけれども、少なくとも30人ぐらい乗れるマイクロバスも入ってるわけですよ。そういった中で、この料金を一律、非常に分かりにくい料金になっています。これは受益者負担ということで、合法的にとれるお金だと思います。まして、財源が少しでも欲しいんだよと。この辺については、今、課長の回答は求めません。町長の回答も求めません。私が今までお話ししたことで、この辺についても産業厚生委員長さん、皆さん十分に審議していただいて、堂々と取れるものにしていただいて、この西平畑公園条例が利用者にとっても、町にとってもよい条例になればというふうに私は思っていますので、あとは産業厚生の方に委ねますので、私の質問はこれで

終わります。

議 長 ほかにございますか。

1 番 唐 澤 産業厚生なので、細かいことはそちらでしますが。

議 長 簡潔にお願いします。

1 番 唐 澤 町長にお聞きいたします。この新規条例、2年前に議会のほうから付託を、付託事項に書かれてという経緯もあるのは承知しているんですけども、この条例改正をすることによって、様々なリスク、懸念事項が私の中である状況にあります。これ、新規条例じゃなくて、一部改正で、例えば桜まつりの入園料500円にするとか、催事のときの500円にする。それを直営で業務委託という形で行っていくということも十分可能。それでも黒字化が見込める可能性も高くある。やれることはまだまだあるにもかかわらず、もうサウンディングの事業が終了する前から条例改正を進めてくるという、その、まだ町としてやれることがある状況で、この指定管理、どちら…どちらも選べるような条例にはなっているとは思うんですけども、もし指定管理になった場合には、やはりパークPFIとか、すごくいろんなリスクもあつたりするので、ここで持ってくる大きな理由というのを教えてください。

町 長 まず、サウンディングは今、終わっています。終わってない中で今進めているということはありません。ただ、このサウンディングをした理由というものは、やはり今まで、町としてはですね、先ほどちょっと説明していただいたように、過去にサンエイサックスさんという会社さんがあって、指定管理に出させてもらいましたが、その民間の会社でもずっとやっていて赤字だった。サンエイサックスさんが5年で終わり。その後に西武造園さんがやっていただきました。西武造園さんには600万円の指定管理料を毎年5年間ということでお支払いしてましたけども、それは我々が今回0円指定管理で全体で出す予定の範囲じゃなくて、ハーブ館とハーブ館の裏と手前のガーデンのところだけの管理料。ですから、ほかの駐車場から子どもの館、自然館、あとは水を揚げたり、ポンプだとか、ああいったものの管理とかは一切入ってなかった様態の中でやっていただいたというような経過がありました。それを入れるとですね、やっ

ぱり2,500万近く赤字になってきたということで、民間の会社でさえそういうふうな状況でありました。そこを何とか改善しようということで、西武造園さんとお話…お話というか、サウンディングですよ。サウンディングをしたところ、駐車場代を500円もらっているのを1,500円ぐらい、上限ですよ、上限1,500円までしてもらって、催事のときに1,500円を払ってもらってもいいようなお客さんが来るとかというようなイベントをとにかく、先ほど言われたようなイベントをやって、払う価値があるようなことをやるとなると、それで何とか今の指定管理料のまま、継続してもやってもいいというようなお話を頂き、時の議会に提案しましたが、修正議決で1,500円が1,000円になったというふうな歴史をずっと段階を踏んできているところが現状です。

ですので、先ほど一つのやり方として、町が業務委託というようなことでやる、やった場合に、それをやることによって、何ていうんですかね、それをやったりとかということで、まだまだ町がね、直営でやるべきじゃないか。そういう御指摘じゃないかなというふうに思ってます。業務委託ということは、町が直営でやっていることと一緒にですから、そうではなくて、もうここ皆さん方御存じのように、ドッグランもそうです。スプラボもそうです。民間の方々のノウハウを頂きながらやっていくことによって、結果的に町民サービスであったり利用者のサービスが上がり、地域に貢献をしつつあるという実績もあることから、やっぱりこの指定管理ということで、町の負担を減らしつつ、さらなる利用充実に図りたいという思いの中から今回提案させていただいています。だから、思いつきでやってることじゃないというのだけ御理解頂きたいと思います。以上です。

1 番 唐 澤 思いつきだとは思ってはいないんですけども、やはり勉強していく中で、この施設は歴史もあって、とても愛されてきた行政財産だなということを受止めています。なので、この条例を改正するに当たって、もともとあったよきものが、なくなってしまう可能性もあるなと思うと、やはりすごく慎重に審査していかなくちゃいけないと思っています。細かいことは委員会のほうでやりますので、どうもありがとうございました。

町

長 今おっしゃられるとおりですね、もう古い歴史もあるし、行政財産として立派な施設でもあります。この施設をなくすわけには当然いかない。なので、設置条例、先ほど柳澤君から話があったように、その目的は仮に、ただ持続可能な施設にしていかないと、何でもかんでも赤字をいつもいつも相殺するほど余裕があることじゃないので、そこで今の条例をもとに条例を改正していただいて、それを念頭に民間のノウハウ活用してでもやっていきたいというようなことですので、決してそういったリスクがある心配なことも当然あるので、二人三脚でやっていかなきゃいけないと思いますけども、そういったことはやってくれる業者さんを探すというふうに考えております。以上です。

議

長 よろしいですか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定しました。